

# 第27回 株式会社インテリックス 定時株主総会招集ご通知

## 開催日時

2022年8月30日(火) 午前10時

新型コロナウイルスに関するお知らせ  
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場はお控えいただき、議決権の行使は書面またはインターネットによる方法をご利用いただきますようお願い申し上げます。

## 開催場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号  
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

書面及びインターネットによる議決権行使期限

2022年8月29日(月) 午後6時

**In+elleX**

株式会社 インテリックス

(証券コード：8940)

(証券コード8940)  
2022年8月10日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号  
株 式 会 社 イン テ リ ッ ク ス  
代表取締役社長 俊 成 誠 司

## 第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年8月29日（月曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号  
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第27期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第27期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役9名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.intellex.co.jp/company/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ① 連結計算書類の連結注記表
  - ② 計算書類の個別注記表
- ◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.intellex.co.jp/company/ir/>) において掲載させていただきます。

#### 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

- ◎ ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフのご案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 感染リスクを低減するため、座席間隔を広げた配置とする予定です。ご用意できる座席が限られますので、あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。
- ◎ 本総会の会場入口付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎ 発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には本総会会場への入場をお断りする場合がございます。また、ご来場の株主様に対しまして、本総会の会場スタッフが体温測定をさせていただくことがございます。
- ◎ 本総会の会場スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ◎ 本総会は、議場での報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮して議事進行することを予定しております。

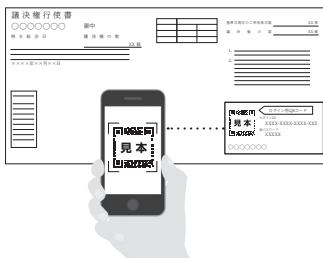


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

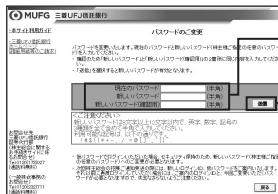
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

### 取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	やまもと たく や 山 本 卓 也	再任	代表取締役会長	94% 17/18回
2	とし なり せい じ 俊 成 誠 司	再任	代表取締役社長	100% 18/18回
3	こ やま じゅん 小 山 俊	再任	取締役 兼 執行役員 ソリューション事業部門 担当 兼 アセット事業部長	100% 18/18回
4	そう ま ひろ あき 相 馬 宏 昭	再任	取締役 兼 執行役員 リノヴェックスマンション事業部門担当 兼 営業第三部長 兼 大阪店第一グループ店長	100% 18/18回
5	の ぎ ひろ かず 能 城 浩 一	再任	取締役 兼 執行役員 ソリューション事業部門 副担当 兼 リースバック事業部長	100% 14/14回
6	いし づみ とも ゆき 石 積 智 之	再任	取締役 兼 執行役員 コーポレート部門担当 兼 財務部長	100% 14/14回
7	むら き てつ たろう 村 木 徹太郎	再任 社外 独立	社外取締役	83% 15/18回
8	にし な たけ ひこ 西 名 武 彦	再任 社外 独立	社外取締役	100% 18/18回
9	とみ た なお こ 富 田 尚 子	新任 社外 独立		-/-回

(注) 取締役会の出席状況について、能城浩一氏及び石積智之氏は2021年8月27日の第26回定時株主総会での選任後の出席状況です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>やま もと たく や 山本卓也 (1954年3月17日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1995年7月 当社設立 1997年1月 当社代表取締役社長 2020年8月 当社代表取締役会長(現任) 2022年2月 株式会社リコシス代表取締役社長(現任)</p> <p>重要な兼職状況 株式会社リコシス代表取締役社長</p>	43,300株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 山本卓也氏は、1995年に当社を創業して以来、長年にわたって当社グループ経営を統括し、その経営戦略に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	<p>とし なり せい じ 俊成誠司 (1979年4月13日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>2011年1月 当社入社 2013年9月 当社財務部長 2015年1月 当社執行役員ソリューション事業部長 2015年4月 株式会社インテリックスプロパティ取締役(現任) 2017年8月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部長 2018年1月 株式会社インテリックス信用保証(現株式会社再生住宅パートナー)取締役(現任) 2019年8月 当社代表取締役副社長ソリューション事業部、ソリューション事業部、事業戦略担当兼人事・人材開発部、情報システム部管掌 2019年11月 株式会社F L I E取締役(現任) 2020年8月 当社代表取締役社長(現任) 株式会社インテリックス空間設計代表取締役社長(現任) 2021年1月 株式会社イーアライアンス代表取締役(現任) 株式会社インテリックスT E I取締役(現任)</p> <p>重要な兼職状況 株式会社インテリックス空間設計代表取締役社長 株式会社イーアライアンス代表取締役</p>	11,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 俊成誠司氏は、当社において財務、ソリューション事業分野を中心とした知識と経験を有しております。2015年の執行役員就任以降、アセットシェアリング事業の営業戦略に大きく貢献してきました。また、2020年8月からは、当社代表取締役社長に就任しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	<p>小山 俊 (1968年11月4日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1998年4月 当社入社 2003年2月 当社横浜店長 2013年6月 当社執行役員ソリューション営業部長 2014年6月 当社執行役員アセット営業部長兼ソリューション営業部長 2015年1月 当社執行役員アセット事業部長 2015年4月 株式会社インテリックスプロパティ取締役 2017年8月 当社取締役兼執行役員アセット事業部長 2020年8月 株式会社インテリックスプロパティ代表取締役社長(現任) 2022年6月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部門担当兼アセット事業部長(現任)</p> <p>重要な兼職状況 株式会社インテリックスプロパティ代表取締役社長</p>	26,900株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 小山俊氏は、当社において営業部門を中心とした豊富な知識と経験を有しております。2013年の執行役員就任以降、アセット事業の営業戦略に大きく貢献しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
4	<p>相馬 宏昭 (1971年5月13日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>2001年11月 当社入社 2007年8月 当社新宿店長 2011年6月 当社執行役員東京統括部長兼渋谷店営業部長 2017年8月 当社取締役兼執行役員リノヴェックスマンション事業部門地域営業部長 2018年4月 株式会社インテリックス空間設計取締役(現任) 2019年11月 当社取締役兼執行役員リノヴェックスマンション事業部門担当 株式会社F L I E取締役(現任) 2022年6月 当社取締役兼執行役員リノヴェックスマンション事業部門担当兼営業第三部長兼大阪店第一グループ店長(現任)</p>	8,500株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 相馬宏昭氏は、当社において営業部門を中心とした豊富な知識と経験を有しております。2011年の執行役員就任以降、リノヴェックスマンション事業の強化と地方店拡大の営業戦略に大きく貢献しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	のぎひろかず 能城浩一 (1972年5月1日生) <b>再任</b>	1996年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2003年7月 株式会社インテリックス住宅販売入社 2005年6月 当社入社 2005年12月 当社財務部長 2011年6月 当社執行役員財務部長 2013年9月 当社執行役員大阪営業部長 2015年9月 当社アセット事業部 部長 2018年6月 当社執行役員リースバック事業部長 2021年6月 当社執行役員リースバック事業部長兼ソリューション事業部長 2021年7月 当社執行役員ソリューション事業部門担当兼リースバック事業部長兼ソリューション事業部長 2021年8月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部門担当兼リースバック事業部長兼ソリューション事業部長 2022年5月 株式会社再生住宅流通機構(現株式会社再生住宅パートナー)代表取締役社長(現任) 2022年6月 当社取締役兼執行役員ソリューション事業部門副担当兼リースバック事業部長(現任) 重要な兼職状況 株式会社再生住宅パートナー代表取締役社長	10,200株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 能城浩一氏は、当社において財務、営業部門を中心とした豊富な知識と経験を有しております。2011年の執行役員就任以降、財務戦略やリースバック事業の営業戦略に大きく貢献しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	<p>いしづみともゆき 石積智之 (1972年8月31日生)</p> <p><b>再任</b></p>	<p>1996年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2003年6月 株式会社アパマンショップネットワーク(現APAMAN株式会社)入社 2004年1月 スター・マイカ株式会社入社 2015年2月 同社取締役企画本部長兼商品企画部長 2016年2月 同社取締役管理本部長 2016年12月 同社取締役管理本部長兼人事総務部長 2017年12月 同社取締役戦略事業本部長 2019年6月 SMAiT株式会社代表取締役 2019年12月 LEAP&amp;DESIGNS株式会社代表取締役 2021年8月 当社取締役兼執行役員コーポレート部門担当 株式会社インテリックス住宅販売取締役(現任) 株式会社インテリックス信用保証(現株式会社再生住宅パートナー)代表取締役社長 LEAP&amp;DESIGNS株式会社取締役(現任) 2022年4月 当社取締役執行役員コーポレート部門担当兼財務部長兼業務管理部長 2022年5月 株式会社再生住宅流通機構(現株式会社再生住宅パートナー)取締役(現任) 2022年6月 当社取締役執行役員コーポレート部門担当兼財務部長(現任)</p>	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 石積智之氏は、企業経営や不動産関連事業に関する豊富な業務経験と実績を有しており、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	村木 徹太郎 <small>むら き てつたろう</small> (1965年3月17日生) <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b>	1991年7月 スイス銀証券会社東京支店(現UBS証券株式会社)入社 1996年9月 世界銀行グループ入行 2001年6月 ハーバード大学行政大学院(ケネディスクール)MPA取得 2002年5月 イデアキャピタル株式会社 代表パートナー 2003年7月 株式会社産業再生機構入社 マネージングディレクター 2004年5月 株式会社カネボウ化粧品 取締役兼執行役 最高財務責任者(CFO) 2007年9月 株式会社東京証券取引所グループ入社 経営企画部 企画統括役 2009年5月 株式会社TOKYO AIM取引所 代表取締役社長 2012年10月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 専務執行役員 2012年12月 同社 専務執行役員兼シンガポール支店長 2016年3月 株式会社パラマウント・エイム 代表取締役(現任) 2017年8月 当社社外取締役(現任) 重要な兼職状況 株式会社パラマウント・エイム 代表取締役	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>村木徹太郎氏は、会社経営者としての幅広い経験、見識を有しております。当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のために必要不可欠であることから、引き続き同様の役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	<p>にしななけひこ 西名武彦 (1952年5月16日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p><b>社外</b></p> <p><b>独立役員</b></p>	<p>1975年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行                      1996年10月 同行 証券企画部制度調査グループ次長                      1998年2月 同行 武蔵小杉支店長                      2000年1月 同行 雷門支店長                      2001年12月 同行 渋谷支店長                      2002年4月 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店長                      2005年4月 同行 執行役員 築地支店長                      2006年3月 同行 常務執行役員                      2011年4月 株式会社東京アドエージェンシー顧問                      2011年6月 同社 代表取締役社長                      2017年6月 同社 特別顧問                      2018年9月 株式会社リベルタ 社外取締役(現任)                      2020年8月 当社社外取締役(現任)</p> <p>重要な兼職状況                      株式会社リベルタ 社外取締役</p>	2,000株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>西名武彦氏は、会社経営者としての幅広い経験、見識を有しております。当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のために必要不可欠であることから、引き続き同様の役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	<p>とみ た なお こ 富田尚子 (1964年8月3日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p><b>社外</b></p> <p><b>独立役員</b></p>	<p>1988年4月 三井生命保険相互会社(現大樹生命保険株式会社)入社</p> <p>1994年1月 トーマツ/デロイト&amp;トウシュ LLP, NY 入所</p> <p>1997年2月 興銀インベストメント株式会社 入社</p> <p>1999年12月 株式会社クレイフィッシュ 取締役 最高財務責任者</p> <p>2001年9月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク ディレクター</p> <p>2003年8月 株式会社産業再生機構 プロフェッショナル・オフィス シニアマネージャー</p> <p>2004年9月 株式会社オーシーシー 取締役</p> <p>2007年4月 株式会社バンドダイナムコホールディングス エグゼクティブ・アドバイザー</p> <p>2015年8月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社 シニア・ディレクター</p> <p>2016年7月 金融庁 監督局総務課主任専門検査官 兼 監督調査室調査企画第2課長補佐 金融研究センター管理官</p> <p>2019年12月 DNX Ventures Chief Financial Officer(現任)</p> <p>2021年12月 株式会社WHI Holdings 取締役 監査等委員(現任)</p>	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>富田尚子氏は、会社経営者としての幅広い経験、見識を有しております。当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただけるものと判断したため、新任の社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村木徹太郎氏、西名武彦氏及び富田尚子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村木徹太郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 西名武彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての存在期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、村木徹太郎氏及び西名武彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。各氏が再任された場合、当社は、各氏の独立役員としての指定を継続する予定であります。
6. 富田尚子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
7. 当社は、村木徹太郎氏及び西名武彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 富田尚子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
9. 富田尚子氏の戸籍上の氏名は富田尚子であります。
10. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約及び保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（D&O保険）は締結しておりません。
11. 各候補者が所有する当社の株式の数は、当期末（2022年5月31日）現在の株式数を記載しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役飯村修也氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
いいむらしゅうや 飯村修也 (1964年2月13日生) 再任 社外	1987年4月 東京証券取引所入所 2001年7月 同所 総務部広報室課長 2010年6月 株式会社東京証券取引所 派生商品部長 2014年3月 株式会社大阪取引所 市場企画部長 2016年4月 株式会社日本取引所 グループ人事部 2016年6月 日本証券金融株式会社 常勤監査役 2018年8月 当社社外監査役(現任) 2019年6月 日本証券金融株式会社 取締役(現任) 重要な兼職の状況 日本証券金融株式会社 取締役	一株
<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 飯村修也氏は、証券業界における豊富な経験と幅広い見識や、上場会社での常勤監査役、常勤監査委員としての経験を有しております。これらの知識や識見を活かし、引き続き経営全般に対する的確な監督と有効な助言をいただきたく、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 飯村修也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 飯村修也氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、飯村修也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約及び保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（D&O保険）は締結していません。
6. 「所有する当社株式の数」については、2022年5月31日現在の所有株式数を記載しております。

## <ご参考>

### 取締役・監査役のスキルマトリックス

取締役会が適時、適切な意思決定を行い、かつ実効性の高い監視、監督機能を発揮すべく、現時点の取締役会にとって重要と考えるスキルを①企業経営、②当社事業・業界経験、③財務・会計・ファイナンス、④法務・リスクマネジメント、⑤ESGサステナビリティの5つを定義しております。

上記5つのスキルについて、取締役・監査役候補者が現在有し、特に発揮をすることが期待されるスキルの一覧は下表のとおりです。

2022年8月30日 定時株主総会後の当社取締役・監査役（予定）

氏名	当社における地位	企業経営	当社事業・業界経験	財務・会計・ファイナンス	法務・リスクマネジメント	ESGサステナビリティ
山本 卓也	取締役会長	●	●			●
俊成 誠司	代表取締役社長	●	●			●
小山 俊	取締役	●	●			
相馬 宏昭	取締役	●	●			
能城 浩一	取締役	●	●			
石積 智之	取締役	●	●	●		
村木 徹太郎	取締役(社外)	●		●	●	
西名 武彦	取締役(社外)	●			●	
富田 尚子	取締役(社外)	●		●	●	
大林 彰	常勤監査役(社外)	●			●	●
鶴田 豊彦	常勤監査役	●			●	●
江幡 寛	監査役			●		●
飯村 修也	監査役(社外)			●	●	●

※各人の有するスキルのうち主なもの最大3つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、品質管理体制、独立性、専門性、監査体制等を総合的に検討した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

2022年3月31日現在

名 称	太陽有限責任監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階	
	その他の事務所	11か所	
沿 革	1971年9月	太陽監査法人設立	
	1994年10月	グラントソントン インターナショナル加盟	
	2006年1月	ASG監査法人と合併し太陽ASG監査法人となる	
	2008年7月	有限責任組織形態に移行太陽ASG有限責任監査法人となる	
	2012年7月	永昌監査法人と合併	
	2013年10月	霞が関監査法人と合併	
	2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更	
	2018年7月	優成監査法人と合併	
概 要	構成人員	代表社員・社員	88名
		公認会計士	304名
		公認会計士試験合格者等	246名
		その他	498名
		合計	1,136名
	金融商品取引法・会社法監査		
	被監査会社数		1,035社

(注) 太陽有限責任監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額の予定であります。

以 上

## (提供書面)

# 事業報告

(2021年6月1日から  
2022年5月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年6月1日～2022年5月31日）におけるわが国経済は、コロナ禍の状況が一進一退を繰り返す中、経済活動の制限緩和が徐々に進み景気回復の兆しがあるものの、原材料高・原油高による物価高騰が益々顕著となり、今後の景気動向に不透明感が増す状況となっております。

東日本不動産流通機構（東日本レインズ）によりますと、首都圏の中古マンション市場は、成約価格が2020年6月から2022年5月の間、24ヶ月連続で前年同月を上回りました。一方、成約件数は当期（2021年6月～2022年5月）において前期比8.4%の減少となりました。

主たる事業でありますリノベーション事業の平均販売価格は前期比5.4%増だった一方で、期初の在庫不足及び資材調達遅延による商品化の遅れ等により、販売件数は前期比20.5%減の1,129件となりました。また、リースバック事業において、物件の流動化を当期中に2度実施し、収益の上乗せに寄与したものの、リノベーション事業の下押しにより、当期連結売上高は前期を12.0%下回ることとなりました。

また、利益面では、売上総利益が、リノベーション販売の利益率が前期を上回ったものの件数減の影響を受けたことや、収益物件販売の大幅な利益寄与があった前期からの反動減もあり、前期に比べ12.6%の減少となり、営業利益としては前期比37.2%減となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、前期比12.0%減の361億39百万円となり、営業利益が前期比37.2%減の13億64百万円、経常利益が前期比44.9%減の10億61百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前期比42.9%減の6億43百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

当社グループの報告セグメントは、前期まで「中古マンション再生流通事業」と「その他不動産事業」に区分しておりましたが、当期より、「リノベーション事業分野」、「ソリューション事業分野」に変更しております。これは、リースバック事業やアセットシェアリング事業等の不動産を活用したソリューション関連事業の拡大及びリノベーション内装事業やホテル等の宿泊事業などの不動産事業から派生したサービス事業の展開に伴い、今後の事業の方向性を見据え、事業実態に即して報告セグメントを変更したものであります。

なお、以下の前期との比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

#### （リノベーション事業分野）

リノベーション事業分野における物件販売の売上高は、リノヴェックスマンションの販売件数の減少により前期比17.2%減の261億29百万円となりました。また、同事業分野における賃貸収入の売上高は、前期比15.3%減の1億50百万円となりました。そして、同事業分野におけるその他収入の売上高は、リノベーション内装事業の受注増を反映し、前期比11.6%増の15億35百万円となりました。

これらの結果、当事業分野における売上高は278億16百万円（前期比16.0%減）となり、営業利益は13億34百万円（同11.8%減）となりました。

#### （ソリューション事業分野）

ソリューション事業分野における物件販売の売上高は、収益物件やリースバック物件の売却等により構成されており、当期はリースバック物件を対象とした不動産信託受益権の売却による流動化を2度実施したこと等により、前期比2.9%増の70億80百万円となりました。また、同事業分野における賃貸収入の売上高は、前期比10.7%増の10億2百万円となりました。そして、同事業分野におけるその他収入の売上高は、ホテル等の宿泊事業などにより構成されており、前期比25.1%増の2億40百万円となりました。

これらの結果、当事業分野における売上高は83億23百万円（同4.4%増）となり、営業利益は8億40百万円（同40.2%減）となりました。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、33億84百万円で、その主なものは、賃貸用不動産の取得であります。
- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度中に、主に不動産物件の取得資金として、金融機関より短期借入金として269億円、長期借入金として77億円の調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2019年5月期)	第 25 期 (2020年5月期)	第 26 期 (2021年5月期)	第 27 期 (当連結会計年度 (2022年5月期))
売 上 高 (百万円)	36,981	37,863	41,074	36,139
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	832	522	1,127	643
1株当たり当期純利益 (円)	93.16	60.82	131.88	74.55
総 資 産 (百万円)	36,756	38,596	36,296	40,932
純 資 産 (百万円)	10,663	10,635	11,586	11,978
1株当たり純資産額 (円)	1,191.93	1,247.33	1,351.77	1,381.47

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社インテリックス空間設計	20百万円	100.0%	内装工事の企画、設計、施工
株式会社インテリックス住宅販売	10百万円	100.0%	不 動 産 の 仲 介 業
株式会社インテリックスプロパティ	10百万円	100.0%	不 動 産 の 管 理 業
株式会社再生住宅流通機構	100百万円	100.0%	不 動 産 売 買 業 等
株式会社FLIE	10百万円	100.0%	不 動 産 情 報 サイト の 運 営
株式会社TEI Japan	50百万円	100.0%(※)	建築物の温熱環境に関する情報提供サービス
株式会社リコシス	30百万円	100.0%	高性能リノベーションのフランチャイズ事業

(注) 1. 2022年2月2日に株式会社リコシスを設立いたしました。

2. 株式会社インテリックスTEIは、2022年4月1日に株式会社TEI Japanに社名を変更しております。

3. 株式会社インテリックス信用保証は、2022年5月1日に株式会社再生住宅流通機構に社名を変更し、事業活動を再開したため、重要な子会社に含めて記載しております。なお、2022年6月17日に株式会社再生住宅パートナーに社名を変更しております。

4. 株式会社Intellex Fundingは、事業活動を休止したため、重要な子会社から除外しております。

5. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。

6. 株式会社リコシスは、議決権のない優先株式等の種類株式を発行しております。議決権比率については、議決権のない優先株式等の種類株式を除いて算出しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社では、東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、プライム市場への上場を選択いたしました。選択に際し、プライム市場の上場維持基準を満たすための計画書を2021年12月に提出しております。当該計画書は、2027年5月期までにその基準を満たすことを目標とした計画となっております。そして、2027年5月期における目標値を達成するためのマイルストーンとして、今般、中期経営計画（対象期間：2023年5月期～2025年5月期）を発表（2022年7月14日付）いたしました。

中期経営計画では、当社が創業以来リノベーション事業分野に積極的に取り組み、その後業界のフロントランナーの責務として安心な住まいを提供する業界団体（一般社団法人リノベーション協議会）の創設・発展に努めてまいりました。そして、次なるステージとして、喫緊の社会課題であるCO2削減に対しソリューションを提供すべく、省エネリノベーション「ECOCUBE（エコキューブ）」の普及を通じた業容拡大に取り組んでまいります。

また中期経営計画では、2025年5月期に経常利益23億円、当期純利益15億円、ROE10%以上という目標を掲げております。2023年5月期は、中期経営計画で掲げる利益額及び資本効率向上の達成に向けて、先行追加投資等により、一時的に利益額が減少いたしますが、その後の利益拡大に向けて着実に様々な施策を遂行することが当社にとって極めて重要であると考えております。

現在、地球規模の気候変動が大きなリスクとして認知されております。当社グループは、サステナビリティを経営の中心に据え、持続可能な社会の実現に向けて環境ソリューションを提供し続けてまいります。当社グループの主力事業であるリノベーション事業は、地球環境に優しく、QOL（生活の質）向上に寄与する事業であると認識しております。今後は、このリノベーション事業を中心に当社グループの総合力を活かし、経済的価値及び社会的価値の向上を実現すべく取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容**（2022年5月31日現在）

当社グループは、主に首都圏エリア（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）及び、札幌、仙台、名古屋、大阪、京都、広島、福岡の各地域において、築年数の経過した中古マンションを仕入れ、高品質な内装を施し、「リノヴェックスマンション」として販売しております。（「リノヴェックス」は当社の登録商標です。）毎年マンションストックが増加する中、中古マンションに「リノベーション（再生）」という新たな価値を付加することにより、中古マンションの円滑な流通を促進することを目的としております。

具体的なビジネスの流れといたしましては、中古マンションを主に個人の方から、不動産仲介会社を通じて、一戸単位で当社が仕入れ、その後、最適なりノベーション（再生）プランを作成し、子会社である株式会社インテリックス空間設計で高品質なりノヴェックス内装を施した上で、再度、不動産仲介会社を通じて一般のお客様に販売しております。仕入及び販売に際しては、主として大手不動産仲介会社及び各地域の不動産仲介会社とのネットワークを通じて展開しております。

当社グループが提供する「リノヴェックスマンション」の特長は、従来から流通している中古マンションのようなリフォーム（表面的な内装）に止まらず、物件の状態に応じて、間取りの変更や目に見えない給排水管の交換等に至るまで老朽化・陳腐化した箇所を更新しリノベーション（再生）することにより、商品価値を高めて販売する点にあります。施工した全ての物件に対しては、部位別に、工事の内容に応じて、1年から最長20年の「アフターサービス保証」を付けており、購入時に抱える不安要素（永住性や資産性など）を払拭し、顧客満足度の高い住宅の供給を行っております。

また、収益不動産の売買及び賃貸事業やリースバック事業、不動産特定共同事業法に基づく不動産の小口化商品の販売事業、並びにリノベーション内装の請負事業等を営んでおります。

事業区分	事業内容
リノベーション事業分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中古マンション・戸建の再生販売・賃貸・仲介事業</li> <li>・リノベーション内装事業</li> <li>・F L I E（不動産プラットフォーム）事業</li> </ul>
ソリューション事業分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他不動産事業（一棟、土地等）の開発・販売・賃貸・管理・仲介事業</li> <li>・新築分譲マンションの開発・販売事業</li> <li>・リースバック事業</li> <li>・アセットシェアリング事業</li> <li>・ホテル等の宿泊事業</li> </ul>

(6) 主要な営業所（2022年5月31日現在）

当 社	本社・渋谷本店：東京都渋谷区 札幌店：札幌市中央区、仙台店：仙台市青葉区 東京日本橋店：東京都中央区、横浜店：横浜市中区 さいたま大宮店：さいたま市大宮区 名古屋店：名古屋市中区、大阪店：大阪市北区 京都事業所：京都市下京区、広島店：広島市中区 福岡店：福岡市中央区
株式会社インテリックス空間設計	本社：東京都目黒区、渋谷店：東京都渋谷区 横浜店：横浜市中区、青山店：東京都渋谷区
株式会社インテリックス住宅販売	本社：東京都渋谷区
株式会社インテリックスプロパティ	本社：東京都渋谷区
株式会社再生住宅流通機構	本社：東京都中央区
株式会社 F L I E	本社：東京都渋谷区
株式会社 T E I J a p a n	本社：東京都中央区
株式会社 リ コ シ ス	本社：東京都中央区

(7) 使用人の状況 (2022年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
リノベーション事業分野	256名	9名増
ソリューション事業分野	36名	4名減
全社(共通)	35名	3名減
合計	327名	2名増

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、パート職員は、その重要性が低いため記載を省略しております。
2. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
224名	10名減	39.3歳	6.4年

(8) 主要な借入先の状況 (2022年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,914百万円
株式会社三井住友銀行	2,734
第一勧業信用組合	2,468
株式会社りそな銀行	2,179
城北信用金庫	1,434

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年5月31日現在）

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 17,500,000株       |
| ② 発行済株式の総数   | 8,932,100株        |
| ③ 株主数        | 5,659名（前期末比237名増） |
| ④ 大株主（上位10名） |                   |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 イ ー ア ラ イ ア ン ス	3,594,500株	41.52%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託口）	666,300	7.70
イ ン テ リ ッ ク ス 従 業 員 持 株 会	206,700	2.39
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信託口）	129,900	1.50
北 沢 産 業 株 式 会 社	71,400	0.82
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	67,495	0.78
北 川 順 子	66,200	0.76
宇 藤 秀 樹	60,200	0.70
広 石 昭 三	58,000	0.67
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	57,000	0.66

- (注) 1. 自己株式（274,009株）を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式（274,009株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	37,500株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況 (3)会社役員の状態 ③ 取締役及び監査役の報酬等」（31頁）に記載しております。

(2) **新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

## (3) 会社役員 の 状況

## ① 取締役及び監査役の状況 (2022年5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役会長	山 本 卓 也	株式会社リコシス代表取締役社長
代表取締役社長	俊 成 誠 司	株式会社インテリックス空間設計 代表取締役社長 株式会社イーアライアンス 代表取締役
取 締 役	小 山 俊	執行役員 アセット事業部長 株式会社インテリックスプロパティ 代表取締役社長
取 締 役	相 馬 宏 昭	執行役員 リノヴェックスマンション事業部門担当 兼 営業第三部長 兼 大阪店長
取 締 役	能 城 浩 一	執行役員 ソリューション事業部門担当 兼 リースバック事業部長 兼 ソリューション事業部長 株式会社再生住宅流通機構 代表取締役社長
取 締 役	石 積 智 之	執行役員 コーポレート部門担当 兼 財務部長
取 締 役	種 市 和 実	
取 締 役	村 木 徹 太 郎	株式会社パラマウント・エიმ 代表取締役
取 締 役	西 名 武 彦	株式会社リベルタ 社外取締役
常 勤 監 査 役	大 林 彰	
常 勤 監 査 役	鶴 田 豊 彦	
監 査 役	江 幡 寛	江幡寛税理士事務所 所長
監 査 役	飯 村 修 也	日本証券金融株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役種市和実氏、村木徹太郎氏及び西名武彦氏は社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役大林彰氏及び監査役飯村修也氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役種市和実氏、村木徹太郎氏及び西名武彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役江幡寛氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 2021年8月27日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役鶴田豊彦氏及び取締役滝川智庸氏は、任期満了により退任いたしました。

6. 2021年8月27日開催の第26回定時株主総会において、能城浩一氏及び石積智之氏は、新たに取締役を選任され、また鶴田豊彦氏は、新たに監査役を選任され、それぞれ就任いたしました。
7. 当社は、補償契約及び役員等賠償責任保険契約（D&O保険）は締結しておりません。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員個人の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、取締役会において下記方針につき決議しております。当該決議に際しては、独立社外取締役が議長を務める指名報酬委員会の審議を経ております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人の報酬等について、報酬等の決定方法が当該方針と整合していること及び決定された報酬等が指名報酬委員会における審査、評価を経たものであることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

- ・基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、常勤、非常勤の別、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。
- ・役員賞与は、対象取締役に對する現金賞与で、当該事業年度の連結経常利益が過去5年間平均の連結経常利益を上回った場合に、当該事業年度の連結経常利益（役員賞与計上前の連結経常利益の額）の1.5%を総額としたうえ、役位、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。
- ・株式報酬は、対象取締役に對する譲渡制限付株式報酬制度に基づくもので、当該事業年度の連結経常利益の1.5%を総額としたうえ、役位、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。なお、譲渡制限期間は3年とし、原則として譲渡制限期間が満了した時点で解除することとします。

社外取締役に対する報酬につきましては、客観的視点での経営判断の妥当性、監督等を適切に行うため、独立性の確保を考慮し、固定報酬のみとしております。

また、各取締役の報酬の額は、独立社外取締役が議長を務める「指名報酬委員会」において審議のうえ、取締役会で決定しております。

各監査役に対する報酬につきましては、取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、固定報酬のみとしております。また、各監査役の報酬等の額は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を勘案し、監査役の協議により決定しております。

#### ロ. 報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額 (千円)			報酬等の総額 (千円)
		固定報酬	役員賞与 (業績連動報酬等)	株式報酬 (業績連動報酬等) (非金銭報酬等)	
取締役 (うち、社外取締役)	10名 (3)	139,110 (10,800)	29,336 (—)	11,073 (—)	179,519 (10,800)
監査役 (うち、社外監査役)	4名 (2)	24,720 (9,510)	—	—	24,720 (9,510)
合計 (うち社外役員)	14名 (5)	163,830 (20,310)	29,336 (—)	11,073 (—)	204,239 (20,310)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役9名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役2名)であります。なお、上記支給人員からは無報酬の取締役1名を除いております。また、監査役鶴田豊彦氏は、2021年8月27日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、取締役在任期間は取締役に、監査役在任期間は監査役に含めて記載しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動型の報酬である役員賞与及び株式報酬に係る業績指標は、財務活動も含む総合的な収益力の向上を重視し、連結経常利益を選定しております。なお、連結経常利益の実績は、前記「1. 企業集団の現況(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」(22頁)に記載のとおりです。
4. 役員賞与は業務執行取締役に対する現金賞与であり、当該事業年度の連結経常利益が過去5年間平均の連結経常利益を上回った場合に、当該事業年度の連結経常利益(役員賞与計上前の連結経常利益の額)の1.5%を総額としたうえ、役位、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。

5. 株式報酬は、業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づくもので、当該事業年度の連結経常利益の1.5%を総額としたうえ、役位、会社の業績、職責、貢献度及び評価等を勘案し、各人毎に決定します。なお、譲渡制限期間は3年とし、原則として譲渡制限期間が満了した時点で解除することとします。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 (28頁)」に記載しており、上記株式報酬の額には当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
6. 取締役の報酬限度額は、2007年8月23日開催の第12回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。）と定めております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。また、2020年8月27日開催の第25回定時株主総会において、取締役に対する賞与を上記報酬限度額の枠内で支給すること、及び、当該報酬限度額とは別枠で業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を年額100百万円以内（割り当てる株式数の上限は年5万株以内）と定めております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は5名であります。
7. 監査役の報酬限度額は、2003年8月19日開催の第8回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

## ④ 社外役員に関する事項

## イ. 重要な兼職先及び当該兼職先と当社との関係

- ・取締役村木徹太郎氏は、株式会社パラマウント・エイムの代表取締役であります  
が、当社と同社の間には、取引関係はありません。
- ・取締役西名武彦氏は、株式会社リベルタの社外取締役であります  
が、当社と同社の間には、取引関係はありません。
- ・監査役飯村修也氏は、日本証券金融株式会社の取締役  
であります  
が、当社と同社の間には、取引関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	種市和美	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献するなど、同氏に期待される役割を適切に果たしております。上記のほか、書面決議を1回行っております。
取締役	村木徹太郎	当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献するなど、同氏に期待される役割を適切に果たしております。上記のほか、書面決議を1回行っております。
取締役	西名武彦	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献するなど、同氏に期待される役割を適切に果たしております。上記のほか、書面決議を1回行っております。
監査役	大林彰	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、また監査役会9回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。上記のほか、取締役会の書面決議を1回行っております。
監査役	飯村修也	当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に出席し、また監査役会9回全てに出席し、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。上記のほか、取締役の会書面決議を1回行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が4百万円あります。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としておりません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社取締役会は、企業行動憲章及びコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を定め、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

ロ. 当社グループを横断的に統括する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を図る。

ハ. 法令違反又は法令上疑義のある行為等に対し、当社グループの取締役及び使用人が通報できる内部通報制度を構築し、運用する。

ニ. 当社グループは、健全な会社経営のため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断・排除し、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報については、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、文書管理規程に従い保存する。

取締役及び監査役は、必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループのリスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に係る規程を定め、グループ横断的なリスク管理体制を整備するものとする。

ロ. 不測の事態が発生した場合、又は発生するおそれが生じた場合には、当社代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を設置し、迅速かつ適切な対応を行う。なお、当社グループに重大なリスクが顕在化した場合は、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応策決定のうえ関係部門に実施を指示する。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を経営方針、法令に定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督する機関として位置づけ、毎月1回開催するほか、必要に応じ、臨時取締役会を開催する。
- また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を高めるため、当社及び子会社の取締役並びに執行役員が出席する執行役員会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議・検討を行う。
- ロ. 取締役会は、業務執行に関する組織・業務分掌・職務権限・意思決定ルールを策定し、明確化する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ共通の企業行動憲章を定め、グループ各社のコンプライアンス体制の構築に努める。
- また、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し、是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ全体とする。
- ロ. 当社における子会社に対する管理については、関係会社管理規程に従い、グループ管理体制の整備を行う。
- ハ. 当社グループは、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、経営方針に基づく業務執行の方針と計数目標を定め、当社各部門及び子会社の責任範囲を明確にする。また、経営方針・目標達成に向けての業務執行状況について、当社各部門及び子会社は、活動状況を毎月当社取締役会にて報告することにより当社グループ全体の経営管理を図る。
- ニ. 当社は、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が子会社を含めた業務及び財産の状況の監査を行い、当社グループの業務執行の適正を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 取締役会は、監査役の求めにより必要に応じて、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、その人事については、取締役と監査役が事前に協議を行う。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命又は異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ロ. 監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ各社の業務又は業績に与える重要な事項や重大な法令違反又は定款違反もしくは不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、直ちに当社監査役に報告するものとする。
- また、当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
- 当社グループは、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会及び執行役員会議の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、必要に応じて当社及びグループ各社の会議に出席し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ロ. 監査役は、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人と定期的な情報交換を行い、意思の疎通を図るものとする。
- ハ. 取締役又は取締役会は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査への協力、監査役職務遂行上、監査役が必要と認めた場合、弁護士及び公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の体制を整備する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社取締役会では、法令及び定款並びに社会規範に適合し、適正かつ効率的な業務遂行を確保するための内部統制システムを構築し、その運用状況を確認の上、継続的な改善・強化に努めております。

当期における主な運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 当社取締役会の機能強化及び経営効率を高めるため、当社及び子会社の取締役、並びに執行役員が出席する「執行役員会議」を毎月1回開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る審議・検討を行っております。また、当該執行役員会議に当社常勤監査役が出席し、情報の共有、審議過程から経営施策の適法性の確保に努めております。
- ② 当社取締役会は、当社各部門及び子会社から毎月の活動状況の報告を受け、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実を図っております。
- ③ 当社グループ社員を対象としたコンプライアンス研修を定期的で開催するとともに、併せてコンプライアンスに関する情報発信を行い、業務の適正を確保するための理解深耕と意識の醸成に努めております。
- ④ 当社常勤監査役は、業務執行状況を把握するため、上記①の執行役員会議全てに出席しております。

また、当社常勤監査役は、当社本社及び拠点の内部監査への立ち会い、並びに子会社8社の監査を実施し、当社及び子会社における業務の適正性の確認を行うとともに、内部監査室長との情報交換を行っております。

- ⑤ 当社は、その他、財務報告等の情報開示の信頼性確保、計画的な経営を遂行するための合理的な組織編成の明確化等の整備を行っております。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨、定款で定めております。

剰余金の配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、将来の事業拡大のための財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、積極的な利益還元を行う業績連動型配当政策を導入いたしております。具体的には、目標配当性向(連結)を30%以上とする方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、当事業年度の業績等を勘案し1株当たり13円の普通配当とさせていただきます。その結果、1株当たりの年間配当は26円となり、配当性向は34.9%となりました。

.....  
本事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>25,101,270</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>18,775,378</b>
現金及び預金	4,428,727	買掛金	530,571
売掛金	229,932	短期借入金	12,417,557
販売用不動産	13,027,914	1年内償還予定の社債	210,000
仕掛販売用不動産	6,741,803	1年内返済予定の長期借入金	4,172,216
前渡金	393,297	未払法人税等	286,213
その他	282,396	契約負債	169,495
貸倒引当金	△2,802	アフターサービス保証引当金	52,418
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,831,259</b>	その他	936,905
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>13,848,644</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,178,240</b>
建物及び構築物	4,363,698	社債	100,000
土地	9,328,113	長期借入金	9,463,424
リース資産	88,339	資産除去債務	57,022
建設仮勘定	40,990	その他	557,793
その他	27,502	<b>負 債 合 計</b>	<b>28,953,618</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>555,457</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
借地権	464,906	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,975,296</b>
その他	90,551	資本金	2,253,779
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,427,157</b>	資本剰余金	2,459,130
投資有価証券	560,673	利益剰余金	7,453,898
繰延税金資産	172,027	自己株式	△191,511
その他	698,369	その他の包括利益累計額	△14,385
貸倒引当金	△3,912	その他有価証券評価差額金	△14,385
<b>資 産 合 計</b>	<b>40,932,530</b>	非支配株主持分	18,000
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,978,911</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>40,932,530</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		36,139,887
売上原価		30,030,520
売上総利益		6,109,366
販売費及び一般管理費		4,745,220
営業利益		1,364,146
営業外収益		
受取利息及び配当金	14,229	
違約金収入	5,433	
業務受託料	13,018	
受取手数料	7,884	
匿名組合投資利益	47,995	
その他の	40,265	128,827
営業外費用		
支払利息	299,386	
支払手数料	109,487	
その他の	22,662	431,536
経常利益		1,061,437
特別利益		
固定資産売却益	8,203	8,203
特別損失		
固定資産処分損	378	
投資有価証券評価損	32,561	
減損損失	21,149	54,089
税金等調整前当期純利益		1,015,551
法人税、住民税及び事業税	327,245	
法人税等調整額	44,858	372,104
当期純利益		643,447
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		643,447

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	2,253,779	2,453,834	7,128,783	△257,886	11,578,511
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△318,332		△318,332
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			643,447		643,447
自 己 株 式 の 処 分		5,295		66,375	71,670
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					-
当 期 変 動 額 合 計	-	5,295	325,114	66,375	396,785
当 期 末 残 高	2,253,779	2,459,130	7,453,898	△191,511	11,975,296

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	7,876	7,876	-	11,586,387
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△318,332
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				643,447
自 己 株 式 の 処 分				71,670
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△22,261	△22,261	18,000	△4,261
当 期 変 動 額 合 計	△22,261	△22,261	18,000	392,523
当 期 末 残 高	△14,385	△14,385	18,000	11,978,911

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>23,611,586</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>18,373,849</b>
現金及び預金	3,401,274	買掛金	733,258
売掛金	40,436	短期借入金	12,217,557
販売用不動産	15,295,613	1年内償還予定の社債	210,000
仕掛販売用不動産	4,226,552	1年内返済予定の長期借入金	4,038,080
前渡金	393,297	未払金	206,906
前払費用	102,245	未払費用	420,372
その他	154,969	未払法人税等	257,885
貸倒引当金	△2,802	契約負債	89,075
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,696,589</b>	アフターサービス保証引当金	33,754
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>13,479,946</b>	その他	166,960
建物	4,249,898	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,797,683</b>
機械及び装置	71	社債	100,000
工具、器具及び備品	22,852	長期借入金	9,131,116
土地	9,077,794	資産除去債務	57,022
有形リース資産	88,339	長期預り敷金保証金	328,929
建設仮勘定	40,990	その他	180,615
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>553,079</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>28,171,533</b>
借地権	464,906	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	28,221	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,151,028</b>
電話加入権	980	資本金	2,253,779
その他	58,971	資本剰余金	2,459,130
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,663,564</b>	資本準備金	2,362,627
投資有価証券	560,673	その他資本剰余金	96,502
関係会社株式	159,136	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>6,629,630</b>
出資金	110,150	その他利益剰余金	6,629,630
長期前払費用	68,871	繰越利益剰余金	6,629,630
繰延税金資産	143,094	<b>自 己 株 式</b>	<b>△191,511</b>
敷金及び保証金	214,590	評価・換算差額等	△14,385
その他	410,960	その他有価証券評価差額金	△14,385
貸倒引当金	△3,912	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,136,643</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>39,308,176</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>39,308,176</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高	33,210,602	
不 動 産 売 上 高	1,378,154	34,588,756
そ の 他 の 売 上 高		
売 上 原 価	27,777,796	
不 動 産 売 上 原 価	795,281	28,573,078
そ の 他 の 売 上 原 価		
売 上 総 利 益		6,015,678
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,708,966
営 業 利 益		1,306,711
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	604	
受 取 配 当 金	14,017	
違 約 金 収 入	5,433	
業 務 受 託 料	21,118	
受 取 手 数 料	5,969	
匿 名 組 合 投 資 利 益	47,995	
そ の 他	46,008	141,147
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	300,655	
社 債 利 息	1,304	
支 払 手 数 料	109,487	
そ の 他	21,997	433,445
経 常 利 益		1,014,413
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	8,203	8,203
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	152	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	32,561	
減 損 損 失	21,149	53,863
税 引 前 当 期 純 利 益		968,754
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	288,448	
法 人 税 等 調 整 額	46,129	334,577
当 期 純 利 益		634,176

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	2,253,779	2,362,627	91,206	2,453,834	6,313,786	6,313,786	△257,886	10,763,513
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△318,332	△318,332		△318,332
当 期 純 利 益					634,176	634,176		634,176
自 己 株 式 の 処 分			5,295	5,295			66,375	71,670
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	5,295	5,295	315,844	315,844	66,375	387,514
当 期 末 残 高	2,253,779	2,362,627	96,502	2,459,130	6,629,630	6,629,630	△191,511	11,151,028

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	7,876	7,876	10,771,390
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△318,332
当 期 純 利 益			634,176
自 己 株 式 の 処 分			71,670
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△22,261	△22,261	△22,261
当 期 変 動 額 合 計	△22,261	△22,261	365,253
当 期 末 残 高	△14,385	△14,385	11,136,643

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月25日

株式会社 インテリックス

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林	一	樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江	下	聖

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インテリックスの2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インテリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月25日

株式会社 インテリックス

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林	一	樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江	下	聖

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インテリックスの2021年6月1日から2022年5月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場

合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等に於いて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月26日

株式会社インテリックス 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 大 林 彰 (印)

常勤監査役 鶴 田 豊 彦 (印)

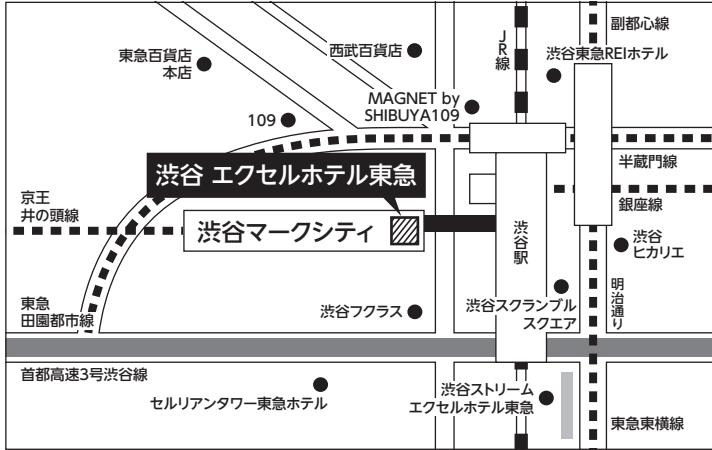
監 査 役 江 幡 寛 (印)

監 査 役(社外監査役) 飯 村 修 也 (印)

以 上

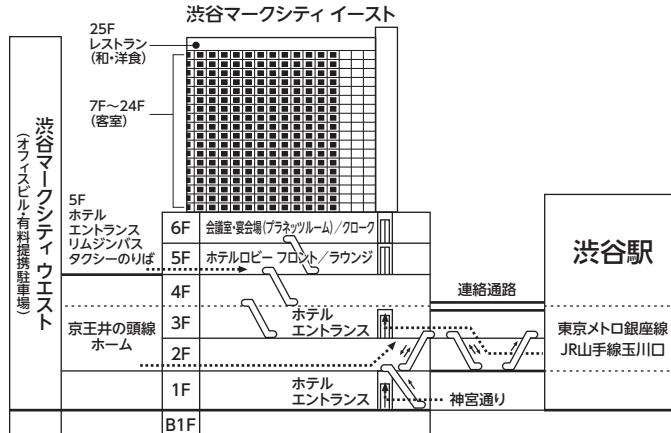
# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号  
 渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム  
 TEL 03-5457-0109



## 交通のご案内

- JR (山手線・埼京線)・東京メトロ (銀座線・半蔵門線・副都心線)・東急 (東横線・田園都市線) 「渋谷駅」直結
- 京王 (井の頭線) 「渋谷駅」上部



- 1階又は3階からエクセルホテル専用エレベーターにて6階にお越しください。



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。

